

【別表】

第1) 建築物の確認申請手数料

第1類 法第6条の4による確認の特例有りの建築物かつ構造計算書なし *1

単位：円

床面積の合計	建築確認	中間検査*2、*3	完了検査*3
100㎡以内	32,000	39,000	39,000
100㎡を超え、200㎡以内	49,000	43,000	43,000
200㎡を超え、500㎡以内	59,000	59,000	59,000

第2類 第1類以外の建築物

床面積の合計	建築確認	中間検査*2、*3	完了検査*3
100㎡以内	80,000	49,000	54,000
100㎡を超え、200㎡以内	97,000	53,000	58,000
200㎡を超え、500㎡以内	107,000	69,000	74,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	160,000	130,000	140,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	210,000	150,000	180,000
2,000㎡を超え、4,000㎡以内	320,000	243,000	287,000
4,000㎡を超え、6,000㎡以内	400,000	270,000	320,000
6,000㎡を超え、10,000㎡以内	500,000	311,000	364,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内	630,000	368,000	436,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内	800,000	438,000	536,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	1,380,000	746,000	851,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内	1,890,000	1,103,000	1,239,000
200,000㎡を超えるもの	2,000,000	1,208,000	1,533,000

第2) 確認申請手数料に加算する追加手数料

構造計算適合性判定の整合性確認 *4	10,000
ルート2加算 *4	98,000
天空率加算	申請手数料×10%
	申請手数料下限 5,000
避難安全検証法	40,000
免震構造（大臣認定を除く）	40,000

第3) 省エネ判定物件・完了検査手数料（追加料金）

単位：円

評価対象面積	省エネ適判併願 *5	省エネ適判単願 *6
300㎡を超え、500㎡以内	15,000	30,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	28,000	56,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	36,000	72,000
2,000㎡を超え、4,000㎡以内	57,000	114,000
4,000㎡を超え、6,000㎡以内	64,000	128,000
6,000㎡を超え、10,000㎡以内	72,000	145,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内	87,000	174,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内	107,000	214,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	170,000	340,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内	247,000	495,000
200,000㎡を超えるもの	306,000	613,000

第4) 建築設備、工作物等

	建築確認	中間検査*3	完了検査*3
建築設備・小荷物専用昇降機	24,000	31,000	31,000
RC造の柱、鉄柱等	15mを超え、19m以内	28,000	27,000
	19mを超え、25m以内	45,000	55,000
	25m超	72,000	72,000
煙突	6mを超え、10m以内	45,000	45,000
	10m超	80,000	80,000
広告塔、広告板等	4mを超え、8m以内	28,000	27,000
	8mを超え、14m以内	45,000	55,000
	14m超	72,000	72,000
高架水槽、サイロ等	8mを超え、10m以内	45,000	45,000
	10m超	80,000	80,000
擁壁	2mを超え、4m以内	28,000	27,000
	4mを超え、10m以内	45,000	55,000
	10m超	80,000	80,000

第5) 仮使用認定申請手数料

都度見積もりによる

第6) 遠隔地の場合の手数料(加算額) * 8

(い)	(ろ)
概ね50kmを超え、100km以内	13,000円×検査員数
100を超え、300km以内	15,000円×検査員数+旅費
300kmを超え、500km以内	35,000円×検査員数+旅費
500kmを超える	55,000円×検査員数+旅費

第7) 計画変更・追加説明について

計画変更及び追加説明 * 9	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積に基づき表第1により算定する。(床面積の増加する部分については、当該増加する部分の床面積を加算)
----------------	--

第8) EXPJ等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の手数料(加算額)

表第1による手数料 × 20% × (棟数 - 1)
表第1による手数料は、500㎡超 棟数は、棟毎の床面積が200㎡を超える棟に限る。

第9) その他手数料

証明願(税別)	5,000
---------	-------

- * 1 令10条の3号及び4号の建物に限る。
- * 2 中間検査の場合は、当該検査を行う部分の床面積の合計とする。
- * 3 確認済証をハウスプラス以外から受けている場合は、中間検査・完了検査手数料に確認申請手数料金額を加算。
- * 4 棟毎に手数料を算定する。(但し、天空率加算は除く。)
- * 5 省エネ適判が弊社による場合
- * 6 省エネ適判が他社による場合
- * 7 対象建築物の棟ごとに金額算定し加算する。
- * 8 原則として、ハウスプラス(本社)からの距離の区分に応じる。
- * 9 直前の確認をハウスプラス以外で受けている場合は、当該建物に係る部分の床面積に基づき表第1により算定する。

(注意) 建築確認は、消費税法第6条、消費税法別表第1従い、非課税となります。(但し、証明願は除く。)